



OKAYAMA
UNIVERSITY

災害ボランティアに入る にあたって

岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科 講師／

岡山大学危機対策本部 アドバイザー

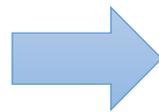
青尾 謙

自己紹介(青尾)

- 学生時代、ナホトカ号重油流出事故でボランティア参加
- 国際協力NGO(ベトナム)、国連(ウガンダ)、トヨタ財団(東日本大震災)、日本財団(熊本大震災)で緊急支援の経験
- 今回の豪雨災害に関する学生ボランティア支援担当者
- 何かあったら相談してください(aoo@okayama-u.ac.jp)

災害のたびにボランティアが支えてきた

- 1995年 阪神淡路大震災
- 2011年 東日本大震災・津波災害
- 2014年 広島市土砂災害
- 2016年 熊本震災



貴重な経験や教訓も

気をつけてほしいこと

- 現地の状況やニーズを知らず、思い込みで必要のないことをしてしまう、あるいは被害や混乱を拡大してしまう。

(デマ注意！)

- 準備不足で役に立たない。
- 被災者の気持ちを傷つける言動をとってしまう。
- ボランティア自身の怪我や消耗(体だけでなく心も)

災害救援・復旧活動(ステージ)

ボランティアの力が必要となる部分(数週間～**数年!**)

⇒ 地元の学生にできることは何か? 考えてみてください

- 人命救助優先

- 当面の片付け
- 外部からも?

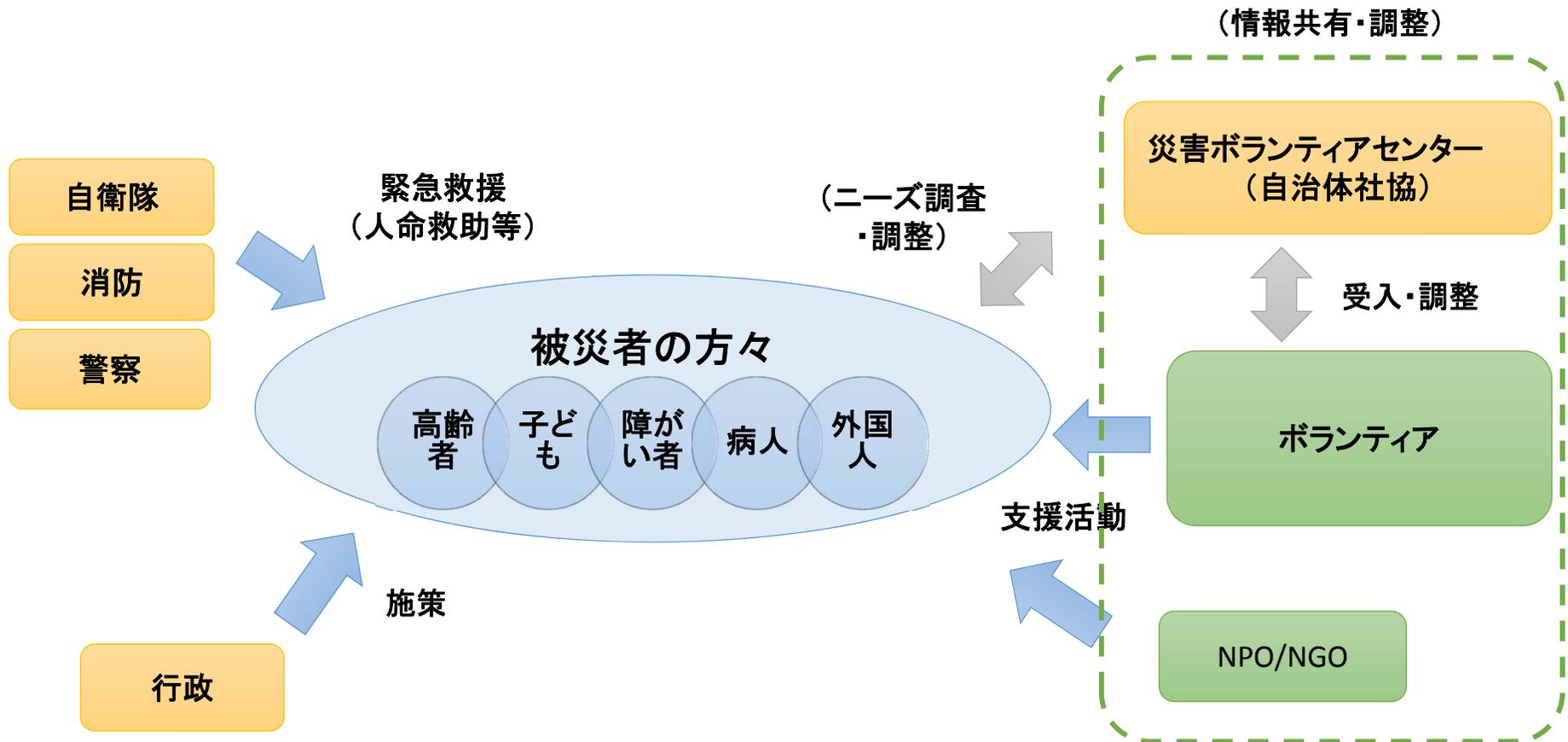
- 生活再建
- コミュニティ復興

緊急

復旧

復興

災害救援・復旧活動(関係者)

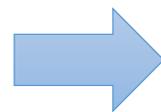


今回の状況

- 現地の受け入れ体制が混乱： ボランティアセンター開設は 高梁、笠岡、総社（市内在住者のみ）、岡山・矢掛（ともに11日より）
一倉敷は未設置、渋滞や物資の放置も
- ニーズが多様：土砂片付け、家の清掃、不安、情報、治安（うわさ）、避難所運営、水、移動手段（車・自転車・公共交通）、細かな物資（下着等）、在宅の方、子ども遊び場・学習、障がいある子どもが避難所入れず、セラピスト、ナース、保育者、ハラル／ベジタリアン、等々

できることには色々ある

- 募金を募る
- 真備町以外に行く(需要と供給のミスマッチ)
- 受入体制(各地VC・避難所運営、物資仕分け等)の支援？
- 長期的に専門性を要する支援(子ども学習支援、傾聴ボランティア等)を行う



自分にできることと、
必要なことを考える

ボランティア活動を始めるにあたって

- 情報を収集
- 受入先(各地VC)と条件(活動・移動・持ち物等)確認
- ボランティア保険加入(出発地の社協で)
- ボランティアハンドブック等確認
- 本学規程等確認、指導教員と相談
- 各地VCで登録
⇒オリエンテーション
⇒活動



信頼できる情報源

- 岡山県社会福祉協議会(各自治体VC情報など)

<http://fukushiokayama.or.jp/>

- 災害救援情報(岡山県NPOセンター)

<https://saigai-youi.publishers.fm/>

- 日本財団CANPANセンター NPOによる救援活動・ボランティア活動に関する情報

<http://blog.canpan.info/cpforum/archive/1451>

- おかやま災害たすけあいネット(FB)

<https://www.facebook.com/okayamatasukeai.net/>

- 「自治体名 災害ボランティアセンター」で検索

ボランティア活動を実施するにあたって

- まず周囲の安全確認を行い、緊急時の避難先を確認する(地図のコピーを持参するとなお良い)。
- 二次災害に合わないよう無理はせず、自分たちで出来る範囲で参加する。
- 記録用写真などを撮影する際は、周囲に一声かけてから撮影を行う。
- SNSへの掲載は人物の顔が写り込まないように注意する(掲載許可を得られた場合は可)。
- SNSへの文章、写真は被災地の現状と被災者の心情を十分に考慮し、軽率な投稿は厳に控える。
- 自分の飲食物などは、自分で持参し、ゴミは持ち帰る。
- 熱中症対策(詳細別途説明):十分な量の水分を持って入る。30分ごとの休憩と水分補給。
- 感染対策:多めにマスクやウェットティッシュなどの衛生用品を持参すること(ミニ救急キット、あるいは絆創膏や消毒液)。

心がけてほしいこと

- 被災者の気持ちに配慮—”Do no harm”
- 安全第一、絶対に無理をしないように。余裕を残して
- 周りを見て、自分にできることを考えてほしい
- 行った後で情報や教訓を他と共有（本学危機対策本部とも）
- 本学としてできる支援等があったら教えてください
(volunteer@adm.okayama-u.ac.jp)

水害

ボランティア
作業
マニュアル

これで完ペキ



廃棄するものでも、家族にとっては大切な思い出のつまった物ばかりです。取り扱いには十分配慮しましょう。

被災された方の気持ちやペースにあわせよう／お話をたっぷり聞こう／真剣さと笑顔を織り交ぜて／慰労と休憩はしっかりとろう



1.泥出し 道具に水をかけながら、がらりと泥が取りやすい
2.洗浄 汚れた畳やサッシの水が残りなど
3.消毒・乾燥 窓をあけて高層窓を乾燥。床下などは石灰消毒が効果的。

その他 冷蔵庫やエアコンのフロンガス回収を忘れずに。水に浸かった車はぜひつづいたたいにエンジンをかけない(排気やエンジンが全壊する恐れあり)

災害ボランティア活動 【準公欠】

- 1 学生が、災害ボランティア活動に従事するために出席できなかった授業については、下記6に定める所定の手続を経て、準公欠扱いとする。
- 2 対象となる災害
準公欠扱いの対象となる災害については、教育担当理事が決定し、別紙様式6-1により、その都度、公示するものとする。
- 3 保護者等の同意
災害ボランティア活動を希望する学生（以下「当該学生」という。）は、あらかじめ保護者等の同意を得て、自己の責任において、災害ボランティア活動に従事するものとする。
- 4 ボランティア団体への所属及び保険への加入
当該学生は、地方自治体又は各都道府県・市町村等の社会福祉協議会等のいずれかのボランティア団体に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、任意の非政府組織（NGO）又は特定非営利活動法人団体（NPO）等に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。
また、災害ボランティア活動に従事する際は、事前に、社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険に加入するものとする。
- 5 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、一の学期において7日の範囲内とし、現地へ赴く場合の往復に要する日数を含むものとする。
- 6 準公欠の手続
準公欠の手続は、次のとおりとする。
 - ① 当該学生は、災害ボランティア活動のために現地に赴く前に、指導教員等へ、別紙様式6-2「災害ボランティア活動届出書」及び別紙様式6-3「学生の災害ボランティア活動による授業欠席に係る準公欠の取扱いについて（依頼）」を提出するものとする。
 - ② 指導教員等は、当該学生から提出された別紙様式6-2及び別紙様式6-3の内容を確認の上、授業への影響等を考慮して教育的指導を行い、当該災害ボランティア活動が適当であると認めるときは、これを許可するものとする。
 - ③ 当該学生は、指導教員等の確認を得た後、所属する学部等の教務担当へ、別紙様式6-2及び別紙様式6-3を提出するものとする。
 - ④ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された書類が適切に記入されていること及び社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入済みであることを確認の上、受領した後、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
 - ⑤ 当該学生は、災害ボランティア活動終了後に、当該災害ボランティア活動の受入団体から発行されるボランティア活動証明書、別紙様式6-4「災害ボランティア活動証明書」又は災害ボランティア活動に従事したことを客観的に証明できるもの（ボランティア活動時に配付される案内文等）（以下「証明書等」という。）を、学部等の教務担当へ提出するものとする。
なお、災害ボランティア活動において事故にあった場合は、事故報告書（様式任意）を併せて提出するものとする。
 - ⑥ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された証明書等を確認した後、別紙様式6-3を複写し、授業担当教員へ通知するとともに、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
- 7 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

指導教員等の氏名	確認印

災害ボランティア活動届出書

〇〇学部長 殿

平成 年 月 日

学部・コース・研究科名 : _____

学生番号 : _____

学生氏名 : _____

下記のとおり、災害ボランティア活動に従事するので届け出ます。

記

※ 枠内の内容については、学生が自書してください。

※ 裏面を熟読の上、届出を行ってください。

災害の名称	
災害ボランティア活動従事期間	
災害ボランティア活動に従事する場所（住所等）	
受入ボランティア団体名 （団体名・住所・電話番号等）	
災害ボランティア活動の内容	
学生本人の連絡先 （携帯電話番号及びEメールアドレス等）	
保護者等の緊急連絡先	
欠席する授業（いずれかに○）	あり 別紙様式6-3「4 欠席する授業」欄のとおり なし
天災に対応するボランティア活動保険（日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険）への加入状況（いずれかに○）	加入済み（保険の名称： _____） 加入予定（保険の名称： _____）

※ 以下は、学生の保護者の方が記入してください。

上記のとおり災害ボランティアに参加することに同意します。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____（署名）

天災に対応するボランティア活動保険への加入について

ボランティア活動保険への加入は、災害ボランティア活動を行う上で前提条件となっています。

天災に対応するボランティア活動保険に、個人的に加入していない場合は、以下のボランティア活動保険に必ず加入してください。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険に必ず加入してください。

【保険の名称等】(平成30年7月時点の情報であり、保険料等は変更されることがあります。)

● ボランティア活動保険

(社会福祉法人 全国社会福祉協議会による一括団体契約)

「天災 A」プラン又は「天災 B」プランのいずれかに加入してください。

「天災 A」・・・年間保険料 500円

(参考; 保障死亡 1,040 万円、入院 6,500 円、通院 4,000 円)

「天災 B」・・・年間保険料 710円

(参考; 保障死亡 1,400 万円、入院 10,000 円、通院 6,000 円)

※ 詳細については、「ふくしの保険」ホームページ <http://www.fukushihoken.co.jp/> の「ボランティア活動保険」のリンクから、パンフレットを参照してください。

(受付場所)

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 ボランティア・NPO活動支援センター

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内

電話 086-226-2835

(受付時間)

午前8時30分 ~ 午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始は除く。)

(受付時に必要な物)

印鑑を持参してください。

災害ボランティア活動終了後に提出する証明書

災害ボランティア活動終了後に、災害ボランティア活動の受入団体から発行されるボランティア活動証明書、別紙様式6-4「災害ボランティア活動証明書」又は災害ボランティア活動に従事したことを客観的に証明できるもの(ボランティア活動時に配付される案内文等)を、学部等の教務担当へ提出してください。提出のない場合は、準公欠として認められません。

なお、災害ボランティア活動中に事故にあった場合には、事故報告書(様式任意)を併せて提出してください。

Disaster Volunteer Activities 【Quasi-Public Leave】

1. When students engage in disaster volunteer activity and are therefore unable to attend classes, it will be treated as a quasi-public leave of absence and the procedure laid out below in item 6 will be followed.

2. Target Disasters

Target disasters will be decided and publicly announced by the Director of Education each time they occur.

3. Consent of Parents / Guardians

Students who wish to volunteer for disaster work, (hereinafter referred to as 'the student'), must obtain the consent of their parents or guardians and carry out the work at their own risk.

4. Joining Disaster Volunteer Groups and Obtaining Insurance

The student must carry out the disaster volunteer work under the aegis of the social welfare services of a regional government, a prefecture, a municipality, or other form of Japanese local government. In foreign countries, the student must work for a Non-governmental Organization (NGO) or a Nonprofit Organization (NPO) in order to carry out disaster volunteer duties.

Also, before engaging in disaster volunteer activities, you must enroll in volunteer activity insurance dealt with by a Japanese social welfare council etc. However, when engaging in disaster volunteer activities outside of Japan, we shall enroll in the appropriate insurance for disaster volunteer activities and natural disasters at the site.

5. Duration of Quasi-Public Leave of Absence

The duration of a quasi-public leave of absence shall be 7 days for each term. This period must include travel to and from the site of the disaster.

6. Procedure for Notification of Quasi-Public Leave of Absence

The procedure for notification of quasi-public leave of absence is as follows: -

- i) Prior to the student's departure for the volunteer work at the disaster site, the academic supervisor must receive submission from the student of Attachment Form Type 6-2 'Notification of Disaster Volunteer Work' together with Attachment Form Type 6-3 'Quasi-Public Leave of Absence Notification for Disaster Volunteer Work [Request]'.
- ii) The academic supervisor shall confirm the content of Attachment Form Type 6-2 and Attachment Form Type 6-3 submitted by the student, conduct educational guidance in consideration of the impact of the absence on the course, and consider the proposed disaster volunteer activities. If he deems it appropriate, the leave of absence shall be permitted.
- iii) The student shall submit Attachment Form Type 6-2 and Attachment Form Type 6-3 to the teaching staff of the undergraduate department to which the student belongs after obtaining the confirmation from the supervisor.
- iv) Upon receipt, the faculty/graduate school academic affairs department will confirm that the documents submitted by the student are properly filled in, confirm that the student has already joined the volunteer activity insurance handled by a social welfare council and report these matters to the appropriate educational affairs committee.
- v) Following completion of the disaster volunteer activities the student will submit to the responsible school affairs officer of their affiliated faculty/graduate school, a certificate of engagement, prepared by the group that has received the volunteer aid work, in the form of either Attachment Form Type 6-4, 'Certificate of Disaster Volunteer Activities' or proof of participation in disaster volunteer activities can be provided by concrete evidence (such as a leaflet distributed by the group in charge of the volunteer work, explaining its organization) etc., (hereinafter referred to as 'the certificate').
Should the student have been involved in an accident during the course of the volunteer work the above certificate should be submitted together with an accident report (Optional Format).

vi) After checking the certificate submitted by the student, the responsible school office staff will then copy Attachment Form Type 6-3 and deliver it to the instructor(s) in charge of the absented class(es). If necessary, the school officer will also report the matter to the appropriate educational affairs committee.

vii) Handling of Quasi-Public Leave of Absence

In principle, supplementary classes need not be held for quasi-public leave of absence and the instructor will instead assign a written report or e-learning as appropriate. However, the decision as to whether to hold supplementary class(es) is for the instructor of the class to judge.

指導教員等の氏名	確 認 印

Disaster Volunteer Activity Notification Form

To ○○学部長 殿

Date (Heisei/M/D)

Faculty : _____

Student No. : _____

Name : _____

I hereby submit notification of my engagement
as a disaster volunteer according to the particulars listed below.

※Please fill in the form by yourself.

※Be sure to read the reverse side carefully before submitting

Period of your volunteer work	
Place of activity (address)	
Details of the volunteer group you join (name, address and phone number etc..)	
Details of voluntary activities	
Contact (your cellphone number and your email address)	
Absented classes *Indicate with ○	<ul style="list-style-type: none"> • Yes, absented (Refer to form 6-3) • No classes absented
Natural Disaster Volunteer Activity Insurance Status *Indicate with ○	<ul style="list-style-type: none"> • Yes (Name of Insurer : _____) • No (Name of Intended Insurer : _____)

※ Student's parent/guardian to fill in the section below.

I hereby consent to the disaster volunteer activities delineated above.

Heisei / Month / Day
/ /

(Signed) Name of Parent/Guardian: _____

Natural Disaster Volunteer Activity Insurance

Natural disaster volunteer activity insurance is necessary
when participating in disaster volunteer activity.

In case you don't have personal natural disaster activity insurance, please make sure to apply for one of them below.

【Information about insurance】

- Volunteer Activity Insurance
(Collective insurance by Social welfare service corporation
“Japan National Council of Socialwelfare”

Pick either “Natural disaster A plan” or “Natural Disaster B plan”

“Natural disaster A plan” : 500 yen/ Year
(Reference: Death ¥10,400,000; Hospitalization ¥6,500; Hosp. Stay ¥4,000)

“Natural disaster B plan” : 710 yen/ Year
(Reference: Death ¥14,000,000; Hospitalization ¥10,000; Hosp. Stay ¥6,000)

* For further information, please refer to <http://www.fukushihoken.co.jp/>
(only in Japanese)

【Where to apply】

Social welfare service corporation “Japan National Council of Social welfare”
Volunteer, NPO activity support center “Kirameki Plaza”

13-1, 2 Cho-me, Minamigata, Kita-ku, Okayama city, Okayama 700-0807
Phone: 086-226-2835

【Open hours】

8:00am ~ 17:15pm (Closed: Sat, Sun, Holidays)

【Others】

Please bring your hanko if you have (signature is also acceptable).

Certificate of Disaster Volunteer Activity (submit afterwards)

After the activity of disaster volunteer, please submit one of the certificates below:

1. Form 6-4 (Certificate of Disaster Volunteer Activity)
2. Volunteer activity certificate which an organization issues
3. Proof of participation in disaster volunteer activities with concrete evidence
(Eg. Leaflets distributed by the organization in charge of the volunteer work)

学部等の教務担当へ提出してください。

If one of the above certificates is not submitted, it's not be accepted as quasi-public leave of absence. .

In case you have an accident during your activity, please attach an accident report (any format) with the certificate.

2018年7月11日(水)
一般教育棟 A21

『熱中症予防』



全学教育・学生支援機構
スポーツ支援室 鈴木 久雄

熱中症になりやすい条件

- 1) 体調が悪い
- 2) 急に暑くなった
- 3) 蒸し暑い
- 4) 炎天下の活動
- 5) 風がない(屋内)
- 6) 久しぶりの活動
- 7) 活動時間が長い

「体調が悪い」と同じもの

1. 微熱・下痢がある
2. 寝不足
3. 久々の野外での活動
4. 食事抜き

+

水分・塩分不足

熱中症：重症度Ⅰ度

症状がよくなっても、活動は再開しない！

- 立ちくらみ
- めまい
- 筋肉の痛み
- けいれん(こむら返り)
- 顔色が悪い
- 手や口のしびれ
- 大量の汗



・涼しい場所へ
・水分・塩分の
補給

熱中症：重症度Ⅱ度

症状がよくなっても、練習は再開しない！

- 頭痛
- 吐き気、吐く
- 身体がだるい(倦怠感)
- 脱力感
- 判断力・集中力の低下

**熱中症発症後の
活動再開は
厳禁**

活動時の水分補給量のめやす

(日本体育協会 2006)

活動前にコップ1杯以上
飲んでスタート

活動前	活動中
250～500mℓ	500～1,000mℓ／時



● 塩分摂取は実際にはむずかしい！
塩の準備



or



活動時の水分塩分補給

1. 活動前に、水やお茶を飲んでからスタート
2. 活動中は塩分入りのドリンクか、塩か塩飴を口にする
3. 15～20分で1回 飲水
4. 1回に飲む量は、コップ1杯
5. 少し冷たいくらいがベスト



熱中症予防(まとめ)

1. 体調を整える
2. ドリンク・塩入を用意する
3. こまめに水分塩分補給をする
4. 熱中症症状が出たら、室内での
座位作業にするか、活動を中止する

全国200万人加入

平成30年度

ボランティア活動保険

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



ボランティア活動中の
さまざまな事故によるケガや
損害賠償責任を補償します
さらに後遺障害もフルカバー^(※)
なので安心!

(※)後遺障害保険金は、後遺障害等級1級から14級までの
すべてがお支払いの対象になります。



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

[本制度の契約形態]

本制度は、ボランティア個人またはボランティアグループなどが加入申込人(加入対象者)となり、ボランティア個人を被保険者(保険の補償を受けられる方)として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

(※)登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

(※)営利企業（株式会社・有限会社等）が実施主体であるボランティア活動は補償の対象外としていますが、企業内の有志の方々の自発的なボランティア活動は、補償の対象となります。

企業内有志のボランティアグループとして加入する場合は、グループの代表者を加入申込人としてください。

被保険者（保険の補償を受けられる方・ご加入者）

(ケガの補償)：ボランティア個人

(賠償責任の補償)：ボランティア個人、ボランティアの監督義務者^(※1)、NPO法人^(※2)

(※1)ボランティアがお子さまなどの未成年者で責任能力がない場合には、監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

(※2)ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①から③までのいずれかに該当する活動とします。

①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。

(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)

②社会福祉協議会に届け出た活動であること。

③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

※ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。

※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

対象とならないボランティア活動

◎自発的な意思による活動とは考え難いもの

- (例) ●学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
●道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動
●免許、資格、単位取得を目的としたボランティア活動

など

◎PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動

- (例) ●自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動

など

◎有償のボランティア活動(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給については無償とみなします。)

- (例) ●報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合

▶ ボランティア団体・グループで有償のボランティア活動(福祉サービス)をされる場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。

◎自宅で行う活動

ただし、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は対象になります。

◎保険上対象外となっているボランティア活動

- (例) ●海難救助または山岳救助ボランティア活動
●銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
●野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動

など

※スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。(ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は対象になります。詳しくは最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。)

補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物^(※1)をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

◆ボランティア自身の食中毒(0-157など)や特定感染症^(※2)も補償します。

◆熱中症(日射病や熱射病)も基本タイプで補償の対象となります。

◆天災タイプでは、基本タイプにおける補償に加え、天災(地震、噴火または津波)によるケガも補償します。(賠償責任の補償は基本タイプと同じです。)

◆台風などの風水害によるケガは、基本タイプでも補償されます。

(※1)ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物を含みます。

(※2)特定感染症とは、感染症予防法に定める1類・2類・3類感染症をいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9型)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(0-157など)、腸チフス、パラチフス、MERS

(平成29年11月現在)

なお、特定感染症の補償については、死亡保険金は対象外となりますが、葬祭費用(300万円限度)をお支払いします。

補償期間（保険期間）

平成30年4月1日午前0時から平成31年3月31日午後12時までとなります。

中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から平成31年3月31日午後12時までとなります。

保険金をお支払いする主な場合

(1)ケガの補償



清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。



ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。



活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。

(2)賠償責任の補償



入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた。



家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。



自転車ボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)ケガの補償

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③脳疾患、疾病または心神喪失
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ⑤地震、噴火または津波（ただし、天災タイプご加入の場合は補償の対象となります。）
- ⑥核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ⑦頸(けい)部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※)のないもの
- ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など危険な運動を行っている間の事故
- ⑨職業または職務に従事している間の事故

など

(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(2)賠償責任の補償

- ①故意
- ②地震、噴火または津波による事故
- ③核燃料物質の有害な特性などによる事故
- ④心神喪失に起因する事故
- ⑤航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑥被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ⑦人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案に起因する事故
- ⑧医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故
- ⑨専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故

など

※自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（自動車保険でのお支払いとなります。）

※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

加入申込手続き

- ①所定の「加入申込書」に必要事項をご記入・ご署名（フルネーム）またはご捺印のうえ、保険料を添えて、最寄りの社会福祉協議会にご提出ください。既作成の名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿コピーを添付してください。（名簿の書式は問いませんが、個々の加入者氏名と加入プランを明記してください。）

※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。

※必ずパンフレットの「重要事項等説明書」を確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意したうえでお申込みください。また、2口以上の加入者がいないこともご確認ください。

- ②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料を受領することによって加入申込手続きの完了とします。
- ③「加入申込書」の2枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

補償金額（保険金額）

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
	手術 保険金	外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金	通院保険金		4,000円	6,000円
特定感染症の補償	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の各保険金額に同じ		
賠償責任の償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円 (限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)		

保険料（1名あたり）（団体割引20%適用済）

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ ^(※) <small>(基本タイプ+地震・噴火・津波)</small>		500円	710円

(※)天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償します（天災危険担保特約条項）が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

- ◆補償期間（保険期間）の途中で加入される場合も上記の保険料となります。なお、中途脱退による保険料の返れいはありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プラン・タイプの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれか1口となります。
- ◆複数口加入の場合でも補償は1口のみとなります。加入申込人は2口以上加入される被保険者がいないことを確認のうえ、お申し込みください。

お支払いする保険金の内容

保険金の種類	補償内容																														
死亡保険金	ボランティア活動中の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡保険金額の全額																														
後遺障害保険金	〔後遺障害等級第1～7級限定担保特約条項〕 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（2%～100%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>後遺障害等級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> <th>10級</th> <th>11級</th> <th>12級</th> <th>13級</th> <th>14級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払割合</td> <td>100%</td> <td>89%</td> <td>78%</td> <td>69%</td> <td>59%</td> <td>50%</td> <td>42%</td> <td>17%</td> <td>13%</td> <td>10%</td> <td>7.5%</td> <td>5%</td> <td>3.5%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	後遺障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	17%	13%	10%	7.5%	5%	3.5%	2%
後遺障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級																	
支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	17%	13%	10%	7.5%	5%	3.5%	2%																	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）																														
ケガの補償 手術 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的全整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。																														
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。																														
特定感染症の補償について	〔特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項〕 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、後遺障害は発症された日からその日を含めて180日以内に生じた後遺障害が、入院は発症された日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの対象となります。通院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院が支払いの対象となり、通院日数90日が限度となります。また、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなったときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。																														
賠償責任の償 賠償責任 保険金	日本国内において、ボランティア活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、人格権を侵害してしましたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。																														

用語のご説明

用語	内容
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。



ボランティア活動をされるにあたり…

事故防止・軽減のための 10大ポイント

1. 体調が悪い時は決して無理をしないこと。

- 健康と体調はすべての基本です。体調が悪いときは活動を見合わせることも重要です。
- 「無理をする」＝「自らケガをしに行く」「他人に迷惑をかける可能性がある」と認識してください。

2. 情報収集（事前の安全確認と日常点検）をしましょう。

- 活動場所や活動内容、往復途上の交通状況などの情報収集は、参加される活動のリスクを事前に予知するための基本です。収集した情報はすべて事故の未然防止や軽減につながるといっても過言ではありません。
- 道具を使用する場合は、取扱説明書を確認すること、そして日常の点検（使用前点検）を行ってください。

3. 活動に適した服装を！

- 活動される内容、気候、季節などを照らし合わせ、適した服装で活動されることが事故防止の近道です。
 - 帽子→熱中症予防
 - 履きなれた運動靴→動きやすく、転倒防止
 - 軍手→切傷など軽微な事故防止（活動内容によって長そでの服、長ズボンも有効です。）など

4. 自宅を出てから帰るまでが活動です。焦らず、気を抜かないこと。

- 集合時間に遅れそうなときは、連絡の上、焦らずに活動に向かいましょう。焦ると周りが見えなくなります。
- 活動を終えてもホッとして気を抜かないこと。帰り道の事故も多く発生しています。

5. 活動前には準備体操、柔軟体操を！

- ボランティア活動はスポーツと同じです。急激に動くと思わぬケガをすることがあります。
- 体を十分にほぐし、あたためてから活動を開始しましょう。

6. 責任者の説明にはしっかり耳を傾けること。

- 自分自身であらかじめ気づいていなかったリスクを確認する機会です。
- また、当たり前のお話であればあるほどしっかり耳を傾け、心に刻みましょう。当たり前のことを守らなかったから事故が起きたということも非常に多く発生しています。

7. 疲れを感じたら遠慮せずに休憩を。随時水分補給をしましょう。

- 疲れたときは、注意力が散漫になり、慎重な活動ができなくなる可能性が高くなります。
- 「疲れた」と実感する前に、「ちょっと疲れた」と感じた時には、周囲の人に遠慮することなく休憩をとりましょう。
- 水分補給は熱中症予防、脱水症状防止、体力回復のための基本であり、非常に重要です。

8. 過信禁物。今の自分にできることをあらかじめ把握しましょう。

- 「以前はこのくらいできたから今でも大丈夫」は危険です。今の自分にできることを予め認識し、他のボランティアの方と協力して活動しましょう。
- ここまでやって大丈夫といった自己判断、過信は禁物です。周囲の方の判断を仰ぐことも重要です。

9. 特に足元注意。（転倒の防止）

- 足元への注意は事故防止の基本です。実際に発生している事故全体の2/3は転倒事故です。つまり、足元に注意を払ってれば、事故の2/3は防げた可能性があるということです。
- 廊下においてあった花瓶を蹴とばして壊してしまったなどの賠償事故の防止にもつながります。

10. 周囲の方との協力、情報の共有を図りましょう。

- ボランティア活動は一人で行うものではありません。その他の活動参加者や、利用者と協力して行うものであることを認識してください。（重いものは複数人数で運ぶ、脚立に乗るなど足元が不安定な場合は支えてもらう、危険な場所の情報を共有する など）
- 活動中、お互いに声を掛け合うことで、突発的なリスク回避にもつながります。

事故は防ごうとしても起きてしまうことがあります。
しかし、心がけひとつで事故を未然に防いだり、程度を軽減することができます。
事故防止を心がけ、楽しく、元気にボランティア活動をしましょう。

重要事項等説明書

ボランティア活動保険 契約概要と注意喚起情報

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品はボランティア活動保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
■保険契約者：社会福祉法人全国社会福祉協議会
■保険期間：平成30年4月1日の午前0時に始まり、平成31年3月31日の午後12時に終わります。
■申込締切日：保険期間開始の前日。ただし、大規模災害特例が適用される災害に関するご加入については、保険期間開始の前日。
■引受条件（保険金額等）、保険料はパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者：社会福祉協議会およびその構成員：会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティアセンター、市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体
●被保険者：【ケガの補償】 ボランティア個人
【賠償責任の補償】 ボランティア個人、ボランティアの監督義務者、特定非営利活動法人

- お支払方法：専用の払込用紙を使用し、ゆうちょ銀行から払込み（一括払）いただきます。なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関からの払込みを希望される場合は取扱代理店までお問い合わせください。
●お手続方法：加入申込書に必要事項をご記入のうえ、市区町村社協または都道府県社協の担当窓口へ提出してください。
●中途加入：平成30年4月1日以降の中途でのご加入は、随時受付しています。その場合の保険期間は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から平成31年3月31日午後12時までとなります。なお加入手続きの完了とは、加入申込を受理した社協が加入申込書の内容を確認した後、受付印を押印し、保険料を受領したときとします。
●団体割引：本契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
■満期返れい金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありませぬ。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者（補償の対象となる方）が、この保険の対象となる活動従事者中および往復途中において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合、ボランティア活動に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。）。
「熱中症危険担保特約条項」がセットされていますので、日射または熱射による身体障害もお支払いの対象となります。
（注）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事を行います。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

Table with 3 columns: 保険金の種類 (Insurance Type), 保険金をお支払いする主な場合 (Main Cases for Payment), 保険金をお支払いできない主な場合 (Main Cases for Non-Payment). Rows include 死亡保険金 (Death Insurance), 後遺障害保険金 (Disability Insurance), 入院保険金 (Hospitalization Insurance), ケガの補償 (Personal Injury Compensation), 手術保険金 (Surgery Insurance), 通院保険金 (Outpatient Insurance), 特定感染症の補償について (Specific Infectious Disease Compensation), 賠償責任の補償 (活動者個人) (Liability Compensation (Individual Activity)).

用語のご説明

Table with 2 columns: 用語 (Term), 説明 (Description). Rows include 【先進医療】 (Advanced Medical Treatment), 【治療】 (Treatment), 【通院】 (Outpatient), 【入院】 (Hospitalization), 【免責金額】 (Deductible).

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知事項)

●保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

- ★加入申込書等および付属書類の記載事項すべて
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 保険契約後、告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。なお、被保険者の人替はできません。また、中途解約による解約返戻金もありませんので、ご注意ください。
- 次のような場合には、あらかじめ取扱代理店までご通知ください。加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合は、(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)(注)加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。

<重大事由による解除等>

●保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

4. 責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後0時に始まりです。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、質貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

<input type="checkbox"/> 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約	<input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法
<input type="checkbox"/> 保険金額	<input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと
<input type="checkbox"/> 保険期間	
2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出した上、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

①パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」はお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

- 指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入証(加入申込書2枚目)は大切に保管してください。

	必要となる書類	必要書類の例
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性もあります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

●本パンフレットの補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

●この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の状況により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだに過ぎない期間)の保険料を返れいする場合があります。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

●この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収・保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	損保ジャパン日本興亜株式会社(幹事)	85%
	東京海上日動火災保険株式会社	15%

9. 保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。
- (注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとすることがあります。

10. 個人情報取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先(再保険会社、等)に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(http://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

事故が起きたら

ただちに、加入申込手続きを行った社会福祉協議会に、次の事項をご連絡ください。

- ①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ②事故発生の日時、場所 ③事故の原因、状況
④ケガの程度、病院名（傷害事故） ⑤相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度（賠償事故）

※事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

※賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

ボランティア活動前後にチェックしてみましょう。

すべてに☑が入ることを目指しましょう。

【活動に行く前のチェック】

- 活動内容、活動場所の詳細を確認した。 自宅から活動場所までの所要時間を確認した。
 自分でできること、できないことの分析はしてある。 体調は万全（普段通り）だ。

【持ち物・服装のチェック】

（用意しましょう。）

- 運動靴 軍手 帽子 タオル ハンカチ ティッシュペーパー 雨具
 着替え 筆記用具 水筒（飲み物） 救急セット 身分証明書 携帯電話

（必要に応じて用意しましょう。）

- 懐中電灯 携帯ラジオ ヘルメット 鉄製のインソール

【活動開始前・活動中の注意】

- 責任者からの注意事項の説明を受けた。 緊急時の避難場所、避難ルートを確認した。
 段差や障害物になり得るものの場所を確認した。 休憩時間を確認した。（適宜取得可能が望ましい。）
 準備運動をした。

【活動後】

- 後片付けをした。
 活動を通じてヒヤリとしたこと、ハットしたことのメモをとった。

●このパンフレットは、ボランティア活動保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●この保険契約は、次の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社の代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

【引受保険会社】（幹事会社）損害保険ジャパン日本興亜株式会社 85%（非幹事会社）東京海上日動火災保険株式会社 15%

お問い合わせは

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

〈受付時間:平日の9:30~17:30

(土日・祝日、12/29~1/3を除きます。)>

団体契約者



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社

(幹事保険会社)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

〈受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)>

(非幹事会社) 東京海上日動火災保険株式会社